

令和8年 3月 5日

公益社団法人 長野県宅地建物取引業協会中信支部 御中

朝日村長 小林 弘 幸

朝日村空き家バンク指定不動産業者募集のお知らせ

平素より、当村の移住・定住施策及び空き家対策にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、村では空き家の流通促進及び利活用を推進するため「朝日村空き家バンク」を運用しています。このたび、空き家の利活用をより一層促進するため、従来の賃貸に加え、売買の取引にも対応し、空き家の流通促進を図ることと致しました。

これに伴い、取引実務（調査、重要事項説明、契約等）を適正に行う体制を整えるため、「朝日村空き家バンク指定不動産業者」を募集します。

つきましては、登録を希望される事業者様におかれましては、別紙の参加資格をご確認の上登録申込書を FAX またはメールにて送付いただきますようお願い申し上げます。（申し込み後、担当者より各々の申請者様へご連絡致します。）

時節柄ご多忙のこととは存じますが、是非ご検討くださいますようお願い申し上げます。

〒390-1188

長野県東筑摩郡朝日村大字古見 1555-1

朝日村 企画財政課 清沢 望月

TEL0263-99-4107 fax 0263-99-2745

e-mail:kikaku@vill.asahi.nagano.jp

(別紙)

朝日村空き家バンク指定宅地建物取引業者登録申込書

下記の参加条件及び参加資格を確認し、「朝日村空き家バンク指定不動産業者」への登録を申し込みます。

記

【目的(制度趣旨)】

・朝日村では少子高齢社会を迎え、人口増対策及び防犯上の不安の解消に資するため、村内に点在する空き家等の有効活用を通じて都市住民等の転入を促進し、地域の活性化を図ることを目的に、空き家情報の提供を行う「空き家情報登録制度(空き家バンク)」を実施しています。

【対応業務】

・売買、賃貸の取引実務(調査、重要事項説明、契約等)

【参加条件】

・朝日村空き家バンク制度の趣旨を理解し、村と連携して対応できること。

【参加資格】

- ・宅地建物取引事業法第3条第4項の規定による宅地建物取引業の免許を有していること。
- ・申込事業者及び従業者が、反社会的勢力及びその関係者でないこと。
- ・宅地建物取引士賠償責任保険に加入していること。
- ・自社サイトまたはポータルサイト等に空き家情報を掲載できること。
- ・行政からの連絡・調整依頼に対して、誠実に対応できること。

以上

申込日：令和 年 月 日

上記、参加資格を承諾しました。

事業者名：_____

所在地：_____

担当者名：_____

電話番号：_____ FAX 番号：_____

メールアドレス：_____

< 対応可能な区分 >

※次のいずれかにチェックをしてください。

☐ 賃貸のみ対応する ☐ 賃貸・売買両方対応する ☐ 売買のみ対応する